

法人の基本情報

法人の名称	公益社団法人香川県浄化槽協会	
設立登記日	平成23年4月1日	
法人の目的	この法人は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその製造、工事及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	香川県	高松市香西本町1番地106

運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】（認定規則第46条第1項第2号）

(1) 社員の数その他の状況

社員の数	137人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	定款第6条、第8条、第9条、第10条
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
(正会員等の資格の取得) 第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。 (任意退会) 第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を事前に提出することにより、事業年度末をもって退会することができる。 (除名) 第9条 会員が次のいずれかに該当したときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、弁明の機会を与えることができる。 (1)定款その他の規則に違反したとき。	
社員の議決権に関する定款の条項	定款第16条
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	
(議決権) 第16条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。	

- 注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。
- 注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

(2) 理事及び監事の数その他の状況

	理事又は監事の数		財産上の利益の総額(年間総額)	
		(うち常勤)		うち、退職手当の額
理事	19人	1人	0円	0円
監事	2人	0人	0円	0円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(5) 職員について

職員の数	63 人	うち常勤	63 人
------	------	------	------

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和7年5月29日	審議事項 第1号議案 令和6年度事業報告及び決算について 第2号議案 役員の選任について 報告事項 令和7年度事業計画及び収支予算について
理事会	令和7年5月13日	(1) 令和6年度事業報告及び決算について (2) 定時総会の招集目的等について (3) 部会員・検査業務特別委員会等の委員の承認 (4) 資産取得引当資産について (5) 会長表彰等贈呈者について
理事会	令和7年8月14日	(1) 封入封函機の更新について (2) 資産取得引当資産の変更承認について
理事会	令和7年10月27日	(1) 令和7年度中間事業報告及び中間決算報告について
理事会	令和8年3月12日	(1) 令和8年度事業計画書(案)について (2) 令和8年度収支予算書(案)について (3) 資金調達及び設備投資の見込みについて (4) 公益法人制度改革に伴う提出書類について (公益目的事業の種類及び内容 / 収益事業等の内容)

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア: 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	公認会計士 安井 順子 税理士 太田 一司 に会計顧問を委託している。

イ: 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
----------	------

正会員	137 人
賛助会員	14 人
特別会員	3 人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

(8) 事業・組織の体系

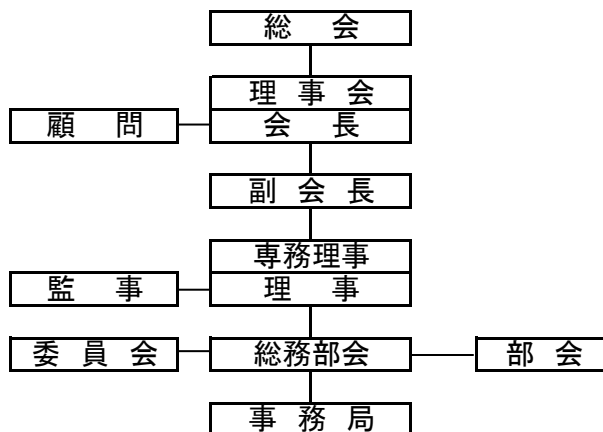
複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

事業・組織体系図

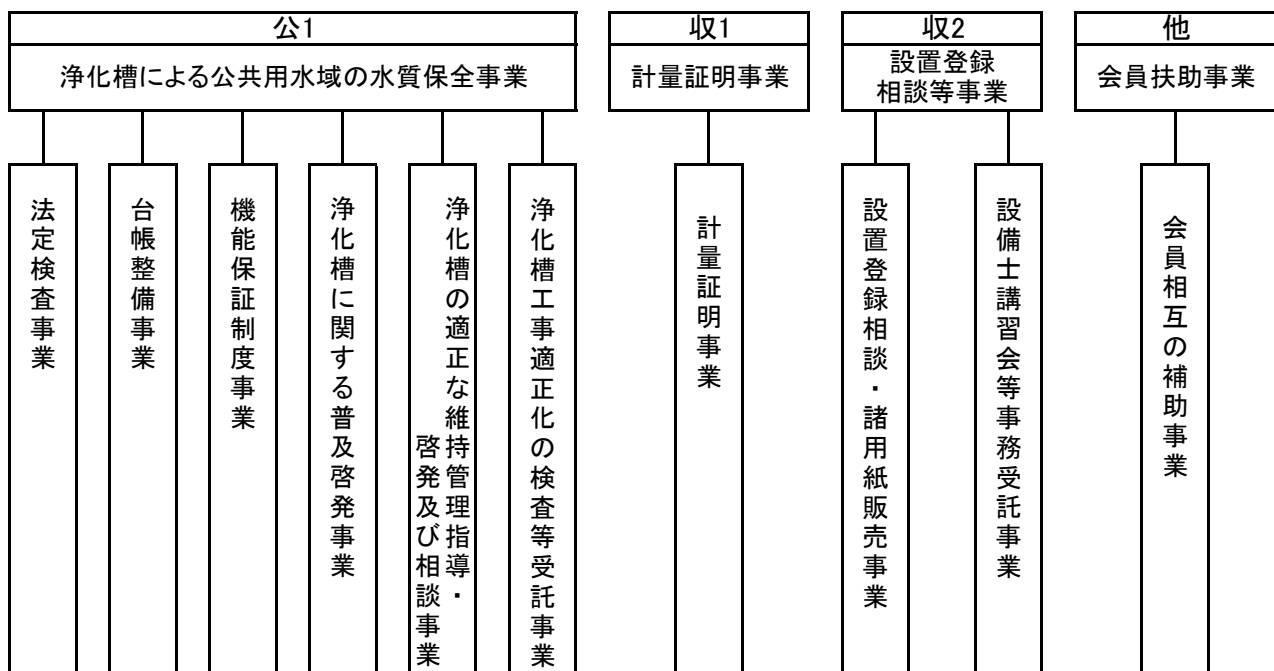
- 事業活動**
- ・ 浄化槽法定検査(浄化槽法第7条、第11条)知事指定61環B第140号(S61.3)
 - ・ 浄化槽設置状況実態調査及び台帳整備
 - ・ 浄化槽機能保証制度受付業務
 - ・ 浄化槽啓発宣伝事業
(浄化槽展示・相談事業、機関誌「よみがえる水」発行)
 - ・ 浄化槽維持管理強化指導(県・高松市・善通寺市委託事業)
 - ・ 浄化槽設置者講習会等の開催
 - ・ 浄化槽保守点検業者の知事、高松市長登録の指導・経由事務
 - ・ 浄化槽設置整備事業施行状況等確認検査
(高松市・坂出市・観音寺市・さぬき市・三豊市・三木町・綾川町・まんのう町・直島町)
 - ・ 省エネ型浄化槽システム導入受付業務
 - ・ 計量証明事業 知事登録第17号(H9.1)
 - ・ 浄化槽設置届出時の事前相談・照合等の事務

- 関連事業**
- ・ 災害時における浄化槽の復旧支援活動(香川県と協定)
 - ・ 災害時における相互応援協定(全浄連四国地区5団体で締結)
 - ・ こども110ばん事業

組 織



所在地: 香川県高松市香西本町1番地106



事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A007866
	至	令和8年3月31日	法人名	公益社団法人香川県浄化槽協会

事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額		円	うち個人から		円
			うち法人から		円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額		円
-------------	--	---

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	675,754,975 円	負債額	143,770,624 円
		期末純資産額	531,984,351 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	474,393,942 円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。
また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	無
--------------	---

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無	無
------------	---

リスク軽減策の有無	無
-----------	---